

福井県地域維持型契約方式試行実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福井県土木部が発注する地域維持事業のうち、地域維持型契約方式の試行において、地域維持型建設共同企業体を活用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、この要領に定める以外の必要な手続き等は、制限付き一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）によるものとする。

(定義)

第2条 地域維持事業とは、地域における公共土木施設の維持管理のために必要不可欠な災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどをいい、維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まないものとする。

2 地域維持型契約方式とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第17条第1項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）第2の2（1）③に規定された地域維持型契約方式をいう。

3 地域維持型建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）とは、地域維持事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成させる共同企業体をいう。

(対象事業)

第3条 共同企業体により施工することができる地域維持事業は、入札参加資格委員会（実施要領第18条第1項の入札参加資格委員会をいう。）に付議し、承認を受けた地域維持事業とする。

(入札方式)

第4条 対象業務の入札方式は、制限付き一般競争入札とする。

(入札に参加する者に必要な資格)

第5条 入札に参加を希望する者は、電子入札システムにより入札参加資格確認申請書（様式第1号）および入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出し、入札参加資格があることの確認を受けなければならない。なお、期限までに確認申請書および確認資料（以下「確認申請書等」という。）を提出しなかった者または確認を受けることができなかった者は、この入札に参加することができない。

(入札の公告事項)

第6条 財務規則第149条第1項各号に掲げる公告事項のうち、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める事項を公告するものとする。

(1) 財務規則第149条第1項第2号に掲げる入札に参加する共同企業体（構成員の全て）に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

ア 確認申請書等（第8条第1項に規定する確認申請書等をいう。以下この号および第3号において同じ。）を提出する時点において、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号。以下「告示」という。）の規定に基づき、福井県が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有すると決定されている者（第6条において「有資格者」という。）であること。

イ 確認申請書等を提出する時点において、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者または同条第2項の規定により入札に参加させないこととされている者でないこと。

ウ 確認申請書等を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領の規定に基づく指名停止または指名除外の期間中でないこと。

エ 確認申請書等を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入している者または退職一時金制度を有している者であること。

オ 役員（役員として登記または届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないことまたは役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

カ 制限付き一般競争入札に付する業務を的確かつ円滑に施工できる者であること。

キ 確認申請書等を提出する時点において、当該制限付き一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体との間に、次のいずれかに該当する資本的関係または人的関係がない者であること。

(ア) 親会社と子会社の関係（個人事業主または会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者または当該役員に係る会社との関係を含む。）

(イ) 親会社（個人事業主または会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者または当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係

(ウ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関

係

(エ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

ク 確認申請書等を提出する時点において、健康保険および厚生年金保険ならびに雇用保険の全てに加入し、かつ、それら全ての保険料が未納でない者（法令の規定により適用を除外されている者を除く。）であること。

ケ その他入札参加資格委員会が必要であると認める資格を有する者であること。

(2) 財務規則第149条第1項第5号に掲げる入札保証金に関する事項

ア 財務規則第152条から第154条までの規定により納付させること。

(3) 財務規則第149条第1項第6号に掲げる入札の無効に関する事項 次のいずれかに該当する入札を無効とすること。

ア 財務規則第151条第1号から第8号までのいずれかに該当する入札

イ 入札参加資格がある旨の確認通知を受けていない者が行った入札

ウ 確認申請書等に虚偽の記載をして入札参加資格の確認を受けた者が行った入札

エ 入札参加資格がある旨の確認を受けてから開札の時までに第1号アからサまでに掲げる入札参加資格のいずれかを欠くに至った者が行った入札

オ 工事入札心得、電子入札運用基準その他あらかじめ公告等において示した条件に違反している者が行った入札

カ 実施要領第6条第2項の規定による設計図書等の閲覧をしなかった者または入札執行者が閲覧したことを確認することができなかった者が行った入札

キ その他制限付き一般競争入札に参加するのにふさわしくないと認められる者が行った入札

(4) 財務規則第149条第1項第7号に掲げる電子入札に関する事項 電子入札を行う旨

(5) 財務規則第149条第1項第8号に掲げる入札条件に関する事項

ア 財務規則第167条に定める契約書の作成に関する事項

イ 財務規則第171条から第173条までに規定する契約保証金に関する事項

ウ 年割その他請負代金の支払いに関する事項

(確認申請書等の提出等)

第7条 制限付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、確認申請書等を提出しなければならない。

2 確認申請書等の提出期限は、原則として、公告の日の翌日から起算して10日以上（休日を含む。）経過した日で入札執行者が公告において指定する日までとする。

3 確認申請書等の提出は、福井県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行わなければならない。

4 第1項の入札参加資格確認資料は、次に掲げるものとする。

(1) ア 配置予定の業務責任者等の資格等（様式第2号）

イ 誓約書（様式第3号）

(2) その他入札参加資格を確認するために必要な資料として公告において定める書類

5 前項の入札参加資格確認資料の提出後は、撤回、内容の修正または再提出をすることができない。

（入札参加資格の確認に関する例外）

第8条 福井県地域維持型契約方式による場合には、実施要領第7条および第12条の規定は、適用しない。

（地域維持事業に係る最低制限価格の設定および設定方法）

第9条 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第2条第5号に規定された者（以下「契約担当者」という。）は、地域維持事業を入札に付そうとするときは、予定価格のほか、最低制限価格を設けるものとする。

その他、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、最低制限価格制度実施要領によるものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めのない事項については、入札参加資格委員会の議を経て、契約担当者が定める。

附 則

この要領は、令和4年1月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月14日から施行する。